

令和元年10月10日

令和元年度第5回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

会議録の確認について

2 議 題

(1) 小金井市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

(2) 令和2年度一般廃棄物処理計画について（諮問）

3 その他

(写)

小環ご発第118号  
令和元年10月10日

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 岡山 朋子 様

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項 小金井市一般廃棄物処理基本計画の策定

# 小金井市一般廃棄物処理基本計画の基本的な見直し方針

## 1 全編にわたるもの

- ・ 必要に応じ、元号の変更を行う。
- ・ 新可燃ごみ処理施設の稼働に伴う文言の見直しを行う。
- ・ あくまで現行計画の中間年度としての見直しということもあり、ベースは現行計画を基本とする。
- ・ 組成分析・ワークショップ・アンケート等、これまでに行った、または行う予定のものに更新、反映する。
- ・ 内容に則したレイアウト・図表・表現方法に変更する。

## 2 序章

### 第1節

- ・ 文言整理を行う。

### 第2節

- ・ 文言整理を行う。

## 3 第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### 【第1章】

#### 第1節（1. ごみ処理体制）

- ・ 枝木の戸別回収開始により「表1-1 戸別収集（回収）」を変更する。
  - ・ 「(3) ごみ処理の流れ」の文言整理を行うとともに、「図1-1 処理フロー」及び「図1-2 処理フロー」を年次版のフロー図に置き換える。
- （2. ごみ排出量～8. その他）

- ・ 数値等更新及び内容分析

#### 第2節

- ・ 数値等更新及び内容分析

#### 第3節

- ・ 本編を軽くすることで、見やすく、かつ、理解しやすくなることを考えたため、前計画における第3節（施策実施状況）全てを別途資料としてまとめることとし、本編からは削除する。

#### 第4節（1. 更なる発生抑制の推進～9. 埋立処分量・焼却灰の削減）

- ・ 小金井市における課題は、分別やごみの減量であることに変わりはないが、広域支援が終了する予定であることから、それを踏まえた文言整理を行う。
- ・ 発生抑制を最優先とした3Rの推進に向け、施策の見直し・検討を行う。

- ・ (3) 生ごみ資源化施策の推進については、新たな堆肥化ルートの検討、堆肥化以外の施策について調査・研究を行う。
- ・ 食品ロスとマイクロプラスチックが社会問題となっていることから、これらの削減について明記する。
- ・ 枝木の戸別回収を開始し、安定的ルートを確保したことから、(4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化は削除する。
- ・ 災害時には地域との連携が不可欠であることから、それを踏まえたごみゼロ化推進員との協力体制について検討する。
- ・ (7) 可燃ごみの共同処理に向けた整備及び(8) 中間処理場の更新について、文言の整理を行う。

#### 【第2章】

- ・ 文言整理を行う。
- ・ 数値等更新及び内容分析

#### 【第3章】

- ・ 別紙資料「施策体系」のとおり

#### 【第2部 生活排水処理基本計画】

- ・ し尿の浄化槽方式のもの槽に貯留した汚泥は一般廃棄物であることを明記する。

(写)

小環ご発第119号  
令和元2年10月10日

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 岡山 朋子 様

小金井市長 西岡 真一郎

令和2年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項 令和2年度一般廃棄物処理計画の策定

# 令和2年度一般廃棄物処理計画（案）

循環型都市小金井の形成  
～ごみゼロタウン小金井を～



令和2年4月1日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目 次

はじめに	1
第1 令和元年度一般廃棄物処理計画の実施状況	2
1 令和元年度ごみ・資源物処理量	2～4
2 令和元年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策	5～9
第2 令和2年度ごみ処理計画	10
1 ごみ処理計画	11
2 令和2年度減量目標	12～13
3 施策の展開	14～19
第3 ごみ処理体制	20
1 家庭系一般廃棄物	20～22
2 事業系一般廃棄物	23～24
第4 市民・事業者・行政の役割	25
1 市民の役割	25
2 事業者の役割	25
3 行政の役割	26
第5 ごみ処理施設に関する事項	27
1 可燃ごみ処理施設	27
2 不燃・粗大ごみ処理施設	27
3 最終処分場・エコセメント化施設	27
第6 動物の死体処理について	28
1 市へ届け出るもの	28
2 市が収集するもの	28
3 処理方法	28
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	29
1 市が収集しない一般廃棄物について	29
2 処理方法の変更	29
3 災害廃棄物について	29
第8 生活排水処理について	30
1 収集運搬	30
2 処理	30

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下「本市」という。)では、平成27年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(計画期間平成27～36年度。以下「基本計画」という。)を策定し、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指しています。発生抑制を最優先とした3R\*の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本的な方針としつつ、集中と選択の観点から、より効果的かつ実践的なごみの減量を進めなくてはなりません。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、令和2年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めているところです。(令和元年(2019年)度中には新施設の試運転に伴う搬入が開始される予定ですが、)新施設稼働後は、可燃ごみの共同処理を日野市内で行うこととなります。施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者に深く感謝申し上げます。本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。また、本市の可燃ごみは、平成19年4月から広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にその処理をお願いしていますが、新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、広域支援へのご理解、ご協力をいただかなければなりません。更に、可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクル処理されています。本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場(貫井北町)と二枚橋焼却場跡地(東町)を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、令和3年(2021年)度中の稼働開始をめざします。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、令和6年(2024年)度中の稼働開始を目指しているところです。

循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層、ごみの減量に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成31年度一般廃棄物処理計画を策定します。

\* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。



# 第1 令和元年度一般廃棄物処理計画の実施状況

## 1 令和元年度ごみ・資源物処理量

### (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

令和元年度一般廃棄物処理計画では、平成30年度に引き続き、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標としました。これは、基本計画において、令和6年(2024年)度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、1年当たり4gずつの更なる減量を図るべく、令和元年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを3g、その他を約1gの減量に向けて取り組みました。

令和元年度の家庭系燃やすごみの排出量(推定)は12,022tの見込み、その他の合計は4,543t<sup>\*</sup>の見込みです。令和元年度の人口(令和元年10月1日基準)は121,167人であることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は、推計363.9g(可燃系261.1g、その他102.8g)となり、令和元年度の減量目標376gを16.1g下回りました。よって、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の減量目標マイナス4gを達成できる見込みです。

※算出方法(その他の合計4,543t=粗大ごみ(可燃系)計2,711t+不燃系ごみ計4,473t+有害ごみ39t-事業系燃やさないごみ11t-資源物残渣等239t) 4ページ参照

### (2) 資源物

令和元年度処理量(推定)は9,740tの見込みです。平成30年度は10,113tでした。

#### 【目標達成の状況(推計)】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成30年度減量目標として設定しました。推計による達成状況の内訳は下記のとおりです。

	分別区分	市民1人1日当たりの排出量(g/人・日)	
		令和元年度推計	令和元年度目標
家庭系ごみ	燃やすごみ	261.1	272.2
	燃やさないごみ	29.9	33.0
	プラスチックごみ	51.4	53.2
	粗大ごみ	20.6	20.6
	有害ごみ	0.9	1.0
	合計	363.9	380.0
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

令和元年度上期の実績による年度末推計値から、市民1人1日当たりの合計は、減量目標を達成できる見込みです。内訳は、目標値に対して、燃やすごみは11.1gマイナス、燃やさないごみは3.1gマイナス、プラスチックは1.8gマイナス、有害ごみは0.1gの見込みで、合計では16.1gマイナスとなると推計されます。

### (3) 今後の課題

令和元年度の市民1人1日当たりのごみ排出量については、目標を達成できる見込みですが、基本計画に定めた令和6年(2024年)度までの減量目標達成のため、本市の最重要課題である可燃ごみの更なる減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不要となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。また、事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが重要です。さらに行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ります。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、転出入者が多いこと、人口が増加傾向にあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民に御理解・御協力いただくためには、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民への情報発信の機会をできる限り活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることも重要になってきています。

令和元年度ごみ・資源物処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		令和元年度 処理量(推計)	平成30年度 処理量(実績)	
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼却		11,957	11,964	
		家庭系		11,546	11,600	
		事業系		411	364	
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		223	171	
		布団を資源化又はサーマルリサイクル		48	50	
小計				12,228	12,185	
不燃系 ごみ ※4	燃やさない ごみ	破碎・ 選別	資源化	鉄など金属を資源化	299	291
			資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル*2	1,016	1,129
	資源化		小型家電回収*3	217	206	
	粗大ごみ (不燃系)	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル		751	729	
		プラスチックごみ	選別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,551
	資源化			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	639	345
	小計				4,473	4,529
有害ごみ	資源化・一部埋立		39	39		
資源物	資源化		9,740	10,113		
合計				26,480	26,866	

※ 家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量(算出方法は以下のとおり)です。

令和元年度処理量(推計)は、令和元年9月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成30年度人口(10月1日現在):121,167人、令和元年度人口(10月1日現在):121,167人

\*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化熔融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

\*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

\*4:不燃系ごみには、事業系燃やさないごみ(持込分)及び資源物残渣・スプレー缶が含まれる。  
平成30年度処理量(実績):事業系燃やさないごみ(持込分)1t、資源物残渣・スプレー缶239t  
令和元年度処理量(推計):事業系燃やさないごみ(持込分)1t、資源物残渣・スプレー缶239t

## 2 令和元年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和元年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

### 施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による表記に努めますが、一部数値表記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、または恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「-」とします。

### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

特に、本市の特性として、転出入による人口移動は毎年7～9%ほどもあり、転入者への啓発は、重要な課題のひとつです。そこで、ごみ減量の啓発活動を強化する観点から、以下の取組を行いました。

・ごみ非常事態宣言が継続する中、燃やすごみを特に強化して減量するために、3Rを始めとした様々な施策について、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」を年に4回発行し、紙面を読みやすく、多くの世代に受け入れられやすいようにイラストを多用するなど、更なる工夫を重ねました。

・市ホームページによる情報提供に加え、平成28年度に開始した、スマートフォン用ごみ分別アプリケーションを活用し、適時の情報提供に努めました。

・毎年発行の「ごみ・リサイクルカレンダー」は転入者に対して住民登録を扱う市民課窓口で配布する他、転入者の特に多い時期に、分別などに特化したチラシを作成し全戸配布したほか、ごみゼロ化推進員と連携し、転入者への啓発を行いました。

・10月の市民まつりでのブース出展や駅頭でのキャンペーンの実施など、機械を捉えて継続的な啓発強化に努めました。

・日常のごみの分別や排出方法に関する問い合わせに対しては、清掃指導員（市職員）が、個別に訪問して分別の指導や説明をしたり、集合住宅の管理者との連携による分別徹底の啓発を行いました。

また、市内小規模事業所への実地調査を実施し、事業者に対して分別の指導や説明を行うことで、事業系日昭物の分別の徹底を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
<b>1 ごみを出さないライフスタイルの推進</b> <b>【優先実施】</b> (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照	
	生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する調査・研究	維持継続	
	食品ロス削減に関する取組	月1回 拠点回収	
<b>2 リユースの推進</b> <b>【継続実施】</b> (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 <b>【重点実施】</b> (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
	有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照	
	くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討	維持継続	
	リユース食器無料貸出し	年20件	
	リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討	維持継続	
<b>3 分別の徹底</b> <b>【継続実施】</b> (1)組成分析の実施 <b>【重点実施】</b> (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
	組成分析	年4回 (可燃)	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照	
	ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携	—	
<b>4 資源循環システムの構築</b> <b>【重点実施】</b> (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 <b>【継続実施】</b> (6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
	資源物戸別・拠点回収	—	
	有効利用先の確保（資源物）	維持継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照	
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年350件 交付	
	大型生ごみ処理機器購入費補助	年1件交付	
大型生ごみ処理機器購入費補	—		

	助金交付要綱見直しの検討		
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数 2,500人	
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	—	
	地域の農業者やJ・A・市内農産物取扱店との連携	維持継続	
	廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討	適時実施	
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規1箇所 (12箇所 →13箇所)	
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加	適時実施	
<b>5 啓発活動の強化</b>	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
<b>【重点実施】</b> (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	ごみ減量キャンペーンの実施	4回	
	イベント（市民まつり）への出展	年1回	
	転入者への啓発強化	強化継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	年40回	
	効果的な啓発活動の調査・研究	適時実施	
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	—	
	ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	—	
<b>6 環境教育・環境学習の推進</b>	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
<b>【重点実施】</b> (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5 参照	
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	—	
<b>7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進</b>	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	
<b>【重点実施】</b> (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	適時実施	
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	
	町会・自治会・子供会への働きかけ	適時実施	
	地域ネットワークの構築	適時実施	
<b>8 拡大生産者責任の追及</b>	国・都への働きかけ	—	
<b>【重点実施】</b> (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し			

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">9 事業活動における3Rの推進</div> <p>【重点実施】</p> <p>(1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進</p> <p>(2)事業系ごみの発生抑制の推進</p> <p>(3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進</p> <p>(4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施</p> <p>(5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大</p> <p>(6)店頭回収の推進</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p>	<p>—</p>	
	<p>個別指導</p>	<p>—</p>	
	<p>リサイクル推進協力店認定事業の推進</p>	<p>新規4事業所 (13事業所 →17事業所)</p>	
	<p>自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大</p>	<p>新規2事業所 (9事業所 →11事業所)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">10 市施設における3Rの推進</div> <p>【重点実施】</p> <p>(1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進</p> <p>【継続実施】</p> <p>(2)進捗状況・実績報告の公表</p>	<p>庁内向け検査の実施及び結果公表</p>	<p>年1回</p>	
	<p>市職員に対する啓発</p>	<p>—</p>	

## (2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

可燃ごみの共同処理に向けた取組としては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、日野市内で令和2年（2020年）度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めているところです。令和元年（2019年）度中には新施設の試運転に伴う搬入が開始される予定ですが、新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市の3市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなります。本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。3市では、市民と協働して可燃ごみの更なるごみ減量を推進するため、3市ごみ減量推進市民会議を設置し、減量施策等の検討を進めており、令和元年度はごみ減量施策と情報発信の2つの小委員会に分かれ、各委員会で具体的な検討を行いました。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみ処理の支援を要請し、滞りなく適正に処理を行うことができました。今後も引き続き、新可燃ごみ処理施設建設場所周辺住民をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者、本市の可燃ごみの処理を引き受けてくださった施設周辺十問の皆様、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者へ深く感謝し、ごみの減量に努めるとともに、継続して安心・安全・安定的な適正処理の確立を図ります。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設

整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場(貫井北町)と二枚橋焼却場跡地(東町)を建設予定地として事業を進めました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
<b>1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進</b> (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保 ふれあい収集
<b>2 可燃ごみの共同処理に向けた整備</b> (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	浅川清流環境組合構成市としての責任履行 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 3市ごみ減量市民会議の参加
<b>3 廃棄物関連施設の整備</b> (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進
<b>4 埋立処分量・焼却灰の削減</b> (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 広報媒体活用による周知

### (3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
<b>1 災害発生時の対応に向けた体制整備</b> (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定 災害廃棄物処理マニュアルの研究
<b>2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携</b> (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有
<b>3 収集・処理しない廃棄物への対応</b> (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供 専門に取り扱う業者との情報交換



#### (4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 不法投棄防止体制の確立</div> (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 空き家対策条例
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 環境負荷低減の推進</div> (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 グリーン購入の推進

#### (5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 計画の進行管理の実施</div> (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 ごみ処理コストの検証</div> (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理 情報の公開 環境基金の有効活用

## 第2 令和2年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、令和2年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めています。令和元年(2019年)度中には新施設の試運転に伴う搬入が開始される予定ですが、新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなります。(新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。)

更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。また、本市の不燃系ごみは破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、常にごみの減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、最大限のごみの減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。

# 1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		令和元年度 計画処理量	令和2年度 計画処理量	
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,368	12,356	
		家庭系		12,022	12,014	
		事業系		346	342	
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル* <sup>1</sup>		128	127	
		布団をサーマルリサイクル又は焼却		52	51	
小 計				12,548	12,534	
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	破 碎 ・ 選 別	資源化	鉄など金属を資源化	382	378
			資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル* <sup>2</sup>	1,094	1,082
			資源化	小型家電回収* <sup>3</sup>	199	197
	粗大ごみ (不燃系)	破 碎 ・ 選 別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル		713	705
			小 計		4,496	4,448
	プラスチックごみ	選 別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,714	1,696
			資源化	廃プラスチック類をケミカルリサイクル又は焼却	394	390
小 計				4,496	4,448	
有害ごみ	資源化・一部埋立		38	38		
資源物	資源化		9,647	9,547		
合 計				26,729	26,567	

※令和2年度計画処理量の算出方法は以下のとおりです。

令和元年度計画処理量×原単位増減率(令和2年度減量目標\*<sup>4</sup>／令和元年度減量目標)

基本計画及び当該年度減量目標との整合を図り、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。

※令和2年度人口(推定):122,362人(参考:令和元年度人口(10月1日現在):121,167人)

\*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化溶融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

\*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

\*4:平成31年度減量目標は、P12に記載

以下の内容につきましては、基本計画を反映したうえで作成いたします。